

平成 27 年度第 8 回（第 143 回）

隠岐の島町教育委員会会議録

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 開会日時 | 平成 27 年 11 月 25 日 9 時 30 分 |
| 2. 開催場所 | 隠岐の島町教育委員会 会議室 |
| 3. 出席委員 | 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文、山本和博 |
| 4. 欠席委員 | なし |
| 5. その他出席者 | 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進 |
| 6. 開会宣言 | 委員長より開会宣言をする。 |
| 7. 付議事件 | |
- 報告第 1 号 教育長報告
報告第 2 号 会議の進め方の訂正について
(追加)
議 第 1 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）について
議 第 2 号 隠岐の島町学校給食等の管理に関する条例の制定について
議 第 3 号 隠岐の島町立隠岐島文化会館等（隠岐の島町立西郷武道館含む）に係る指定管理者の選定について

8. 議事の大要

○報告第 1 号 教育長報告

委員長：報告第 1 号を上程します。
(教育長より説明)

大津委員：婦人会の記念式典に参加された方は、役員の方だけですか。それとも一般的な婦人会の方も参加されているのでしょうか。

教育長：祝賀会の時は、大勢の方が見に来られていましたが、式典は人数が少なかったように思います。一部の方で活動しているのが、現状です。今後婦人会の活動が若い人たちも参加できる活発な活動になっていただくようになると願いまして挨拶いたしました。

秋庭委員：十数年前までは、強力なリーダーの方がおられて、私たちの年代では婦人会はなじみ深いものでした。しかし、年代も変わり若い人たちは、身の丈に合った研修や趣味に興じています。今の若い人達に婦人会に参加していただくのは中々難しい問題であると思います。

委員長：ポーランドとの相撲交流は、今後も続けていかれますか。

教育長：ポーランドの方は、友好都市を結んで交流したいと要望していますが、町としては負担も大きいので県の援助が無いと友好都市関係は結べないと考えています。

八幡課長：本来友好都市を結ぶと、毎年定期的に交流しなければなりませんし、こ

ちらからもポーランドに行かなければなりません。しかし今回の友好都市については、ポーランドの方から来島していただくことは一向に構わないというスタンスで、こちらからはいけるときに行って交流していくという考えです。

◎全員了承した。

○報告第2号 会議の進め方の訂正について（追加）
(生涯学習課長より説明)

中林課長：前回の教育委員会で社会教育委員の意見具申を受けた際に4点の要望の中で「教育の大綱について説明を求める」と「教育の大綱について会議の中で協議及び審議する時間を設けていただきたい」という2点については、質問・協議である為、意見具申の範疇でないという事でお断りいたしました。しかしながら、それは見解としておかしくないかとの指摘を受け、私どもも明確に答えることができませんでしたので当日の会議は相談の上、質問・協議を交えて進行し、後日調べてからお答えすることとしておりました。その後、県教育庁及び文科省で問い合わせた結果、「社会教育法第17条第2項」の「教育委員会の会議で意見を述べる」という事はその会議の構成員であるという回答が得られました。したがって構成員である以上、質問・協議はもとよりすべての発言が会議員としてできるという事です。前回会議の私どもの考えは誤りでありましたので、この場をお借りしまして訂正しお詫び申し上げますとともに、社会教育委員の方には正式文書にてお詫び申し上げたいと思っております。今回の事に関しては、私どもの認識不足によるものであり、社会教育委員の方には大変ご迷惑をお掛けしたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

委員長：今の説明でよく理解できましたので、今後はよろしくお願ひいたします。

◎全員了承した。

○議 第1号 平成27年度隱岐の島町一般会計補正予算（第3号）について
(総務学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長より説明)

野津委員：体育館の照明の修繕で西小と磯小があがっています。先程オートリフターの故障という事ですが、磯小はまだ比較的新しくて故障するのはおかしいのではないかでしょうか。

八幡課長：すみません。オートリフターの故障は西小で、磯小は安定器の故障です。

秋庭委員：説明の中にH28年度の事業計画の事が度々出てきますが、説明していただけますでしょうか。

八幡課長：こういった修繕等を行う場合、町の総合振興計画の中の事業計画に年度別に計画上しなければ、中々予算化されません。今回の修繕に関する H28 年度の事業計画に計上しておりましたが、財政係の方から提案を受けて今回前倒しして、補正にて対応することになりました。

秋庭委員：前倒しはわかりますが、ギリギリで直すので余計な費用がかかるという声も業者の方から聞くことがあります。

八幡課長：ある程度の修繕費の予算は確保しておりますが、こういった金額の大きいものは順序をおって行うので、ギリギリになることもあります。今後予算を確保しながら、早い対応を心掛けたいと思います。

大津委員：来年度の計画を前倒しすることはいいことだと思いますが、例えば前倒しした 300 万円の金額を来年度で他の事業に使う事は出来るのでしょうか。

八幡課長：予算は年間総計予算として、必要なものを積み上げて作成します。教育委員会に枠として 300 万円あるわけではありませんので、そういう事は出来ないと思います。

◎全員了承した。

○議 第2号 隠岐の島町学校給食費等の管理に関する条例の制定について
(総務学校教育課長より説明)

秋庭委員：第 7 条に“相当の期間”とありますが、どのくらいの年月をお考えでしょうか。

八幡課長：今そこの所を最終詰めていますが、他町村の例を見ると大体一年が多いようです。

大津委員：督促状を校長先生に代わって、町が発送するようになることはとてもいいことだと思いますが、問題は未納の場合だと思います。隠岐の島町でも未納のまま卒業する場合がありますでしょうか。

八幡課長：あります。隠岐の島町でも卒業生の保護者の方に今でも請求しています。

大津委員：これから滞納整理について、教育委員会の職員もどう関わっていくのでしょうか。

八幡課長：給食センターに職員が一名残りますので、そこで督促状の発送や徴収業務を行います。

大津委員：例えば、滞納されている保護者の自宅を訪問するという事もあると思います。

八幡課長：それについては、教育委員会も一緒になって滞納整理にあたりたいと考えています。

秋庭委員：これによって、校長先生の負担がなくなるのはとてもいいことだと思います。保護者の意識も変わってほしいです。

◎全員了承した。

○議 第3号 隠岐の島町立隠岐島文化会館等（隠岐の島町立西郷武道館含む）に係る
指定管理者の選定について
(生涯学習課長より説明)

◎質疑なく、全員了承した。

委員長：以上で議案の審議を終了いたします。

9. 課長報告

- 町立小中学校規模適正化検討委員会の状況について
- 学力向上対策事業について
- 久見高丸遺跡の発掘調査成果について（追加）
- 各公民館文化祭について（追加）

10. その他

11. 協議事項

- 平成27年度第9回（第144回）教育委員会の開催について
・・・平成27年12月18日（金）9:30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成27年11月25日 10:57

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成27年12月18日

隠岐の島町教育委員会

委員長 武田浩志